

## 「さ」と「さ」

埼玉県の県庁所在地である「さいたま市」。さいたま市役所では、市の名前を印刷したり書いたりするときには、二画の「さ」を使い、三画の「さ」は使わないというルールがあるそうです。

小学校の教科書を見ると、平仮名の「さ」は三画の形（「さ」）になっています。手で書くときにも、三画の形で書くように教わるのが一般的です。ちなみに、「さ」に横画を一本加えた「き」も同じで、小学校の教科書には四画の形（「き」）が使われています。

「さ」と「さ」は、印刷文字のデザインの違いです。「さいたま市」の採用している二画の「さ」は、明朝体やゴシック体など、印刷でよく使われてきた形です。一方、手書きの楷書では、三画で「さ」のように書く方が多く使われてきました。小学校の教科書に使われる教科書体は、楷書の形をまねてデザインされているので三画なのです。

したがって本来使い分ける必要はなく、どちらで書いてもかまいません。さいたま市も、市民をはじめ一般の人が「さ」と三画に書いたからといって、問題にすることはないそうです。しかし、既に小学校で使う教科書のひとつである地図帳には、「さいたま市」の表記にだけ二画の「さ」を使ったものが現れています。「さ」と「さ」には使い分けがあるといった誤解につながらないとよいのですが。

